

保安規定審査資料の提出時期について

(1) 第 1188 回審査会合（2023 年 9 月 26 日）において、効率的な東海第二の保安規定審査実施の観点から、以下 2 点のコメントをいただいている。

- ① 審査中及び今後申請する予定の設工認の審査進捗によって、保安規定審査に出戻りが生じないようにすること
- ② 原子炉建屋の水素防護対策の実効性の現場での確認ができる時期を示すこと

(2) 現在審査中の設工認は、以下 4 件である。

	工事名	DB/SA	ES
1	特定重大事故等対処施設の設置（第 4 回申請）	○	○
2	火災防護審査基準の改正に伴う対応	○	
3	所内常設直流電源設備（3 系統目）設置	○	
4	緊急用 125V 系蓄電池の設置場所変更他 4 件	○	

(3) 今後、申請を予定している設工認は、以下 4 件である。

「特定重大事故等対処施設の設置（第 4 回申請）」が認可され次第、「有毒ガス防護対策」及び「特定重大事故等対処施設の設置（第 4 回申請の第 1～3 回申請への反映）」の申請を行う予定である。

また、「所内常設直流電源設備（3 系統目）設置」が認可された後、「高エネルギーアーク放電による火災発生防止」の申請を行う予定である。

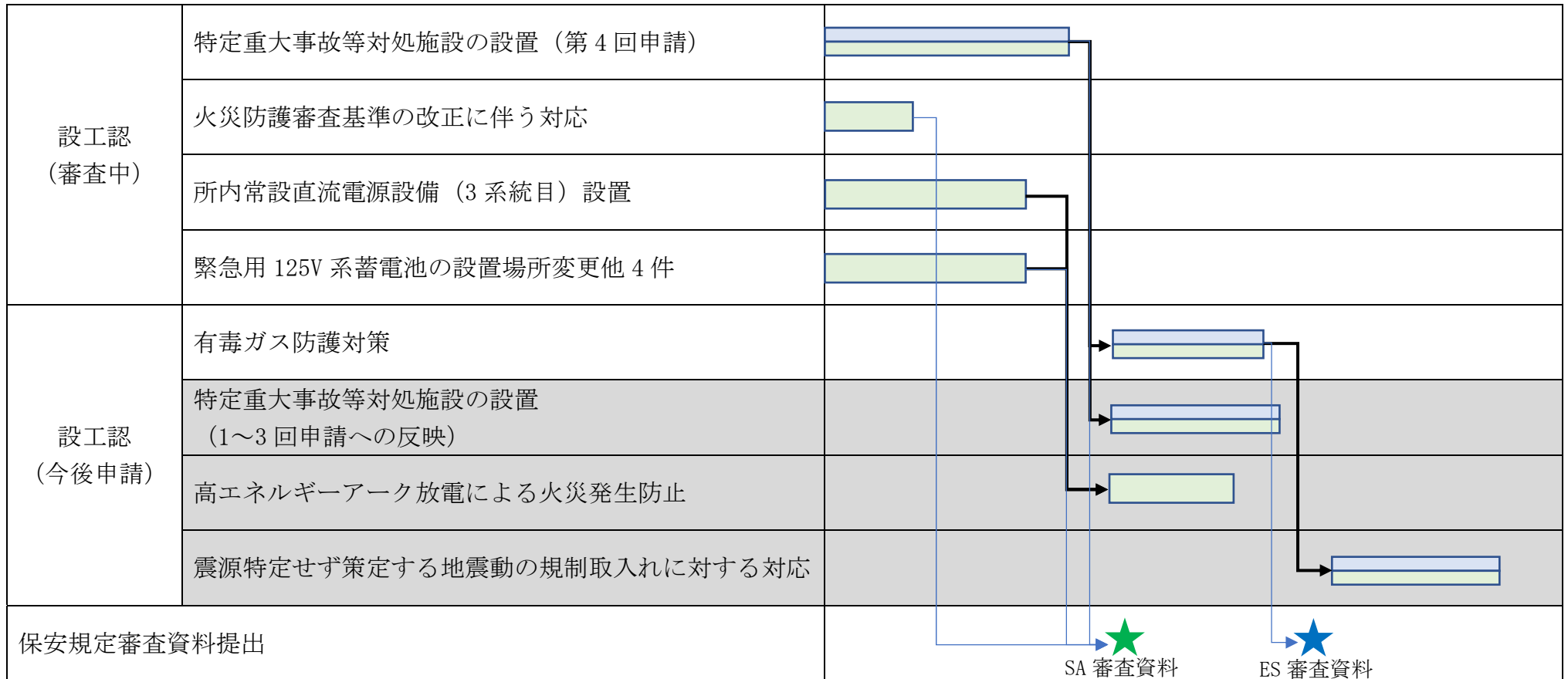
	工事名	DB/SA	ES
1	特定重大事故等対処施設の設置（第 1～3 回申請への反映）	○	○
2	有毒ガス防護対策	○	○
3	高エネルギーアーク放電による火災発生防止	○	
4	震源特定せず策定する地震動の規制取入れに対する対応	○	○

(4) SA 設備について反映すべき事項は、「特定重大事故等対処施設の設置（第 4 回申請）」の認可時点で確定すると考えており、この時点で保安規定の SA 部分の審査資料を提出し、SA 設備に関する部分から審査再開をお願いしたいと考えている。

(5) 現在、耐火壁等の現場工事に着手しているところであり、保安規定審査中に原子炉建屋の水素防護対策の実効性について、現場確認いただけると考えている。

以上

設工認と保安規定審査資料提出時期の関係



: DB/SA 設備に関するもの
 : ES 施設に関するもの